

森林経営管理制度（森林経営管理法）の概要 及び林務部局と地籍調査部局の連携について

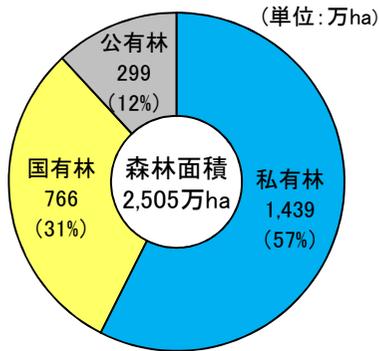
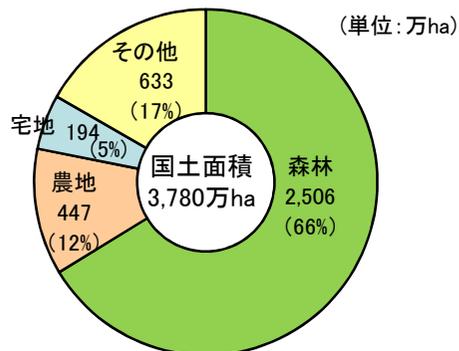
平成31年1月

林野庁

森林の現状と課題（森林の状況）

- 我が国は世界有数の森林国。森林面積は国土面積の3分の2にあたる約2,500万ha（人工林は約1,000万ha）。
- 森林資源は人工林を中心に蓄積が毎年約7千万m³増加し、現在は約52億m³。
- 人工林の半数が一般的な主伐期である50年生を超えており、資源を有効活用すると同時に、循環利用に向けて計画的に再造成することが必要。

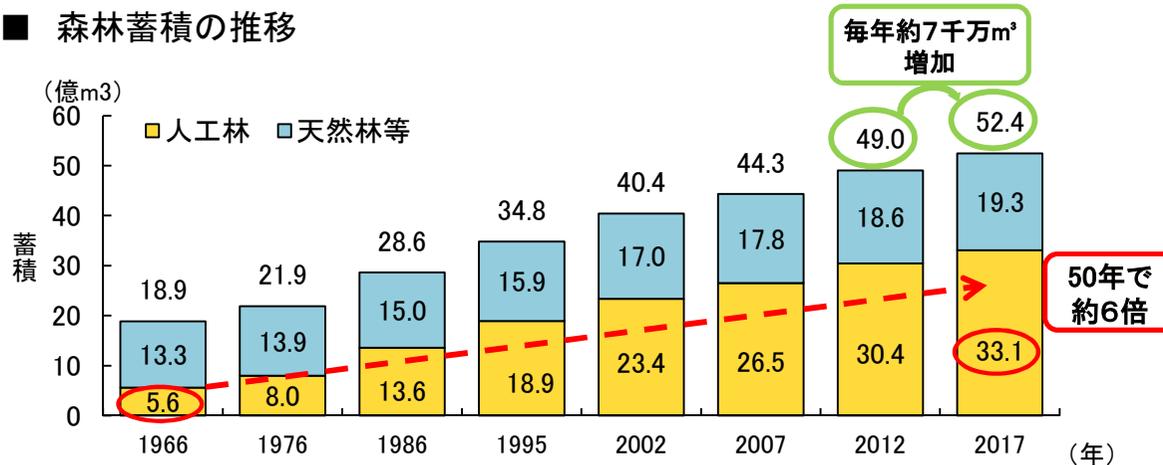
■ 国土面積と森林面積の内訳



資料: 国土交通省「平成29年度土地に関する動向」(国土面積は平成28年の数値)
注: 林野庁「森林資源の現況」とは森林面積の調査手法及び時点が異なる。

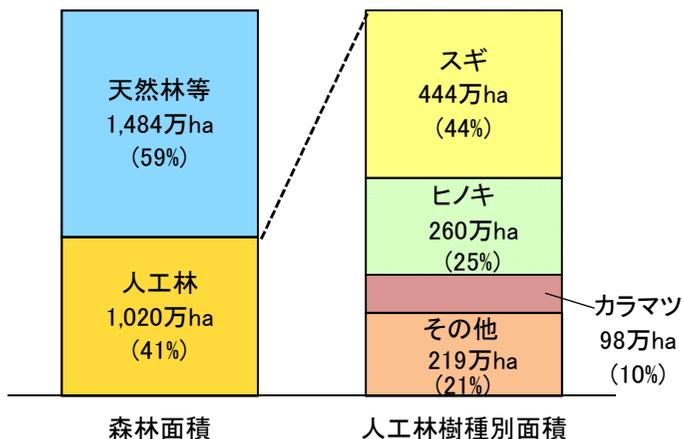
資料: 林野庁「森林資源の現況」(平成29年3月31日現在)
注: 計の不一致は、四捨五入による。

■ 森林蓄積の推移



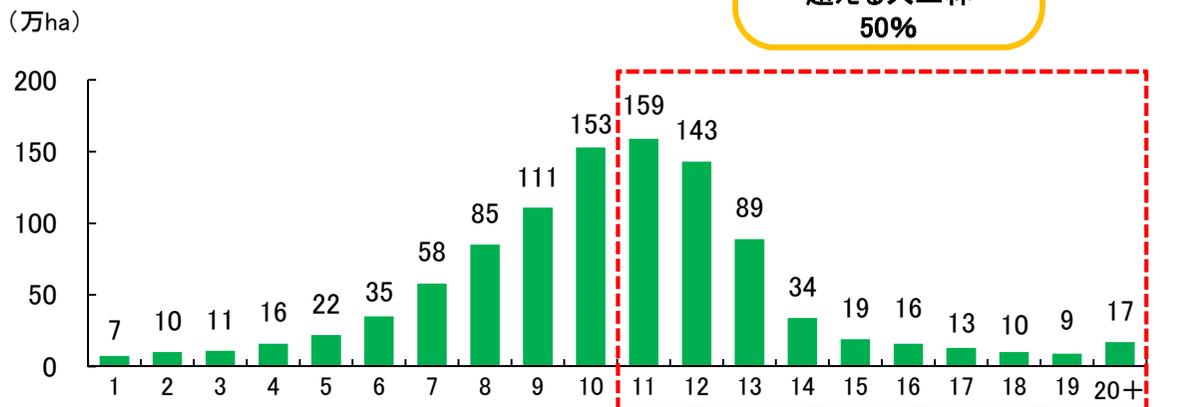
資料: 林野庁「森林資源の現況」(各年の3月31日現在の数値)
注: 総数と内訳の計の不一致は、単位未満の四捨五入による。

■ 人工林の樹種別面積



資料: 林野庁「森林資源の現況」(平成29年3月31日現在)
注: 計の不一致は、四捨五入による。

■ 人工林の齢級別面積



資料: 林野庁「森林資源の現況」(平成29年3月31日現在)
注1: 齢級(人工林)は、林齢を5年の幅でくくった単位。苗木を植栽した年を1年生として、1~5年生を「1齢級」と数える。
注2: 森林法第5条及び第7条の2に基づく森林計画の対象となる森林の面積。

概要 森林経営管理制度とは



これまでは森林所有者自ら、
又は民間事業者に委託し経営管理

新たな制度を追加



森林所有者

※所有者不明森林へも
対応



意向を
確認

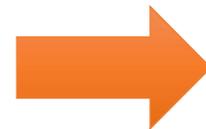


経営管理を
委託



市町村

林業経営に
適した森林



経営管理を
再委託



意欲と能力のある
林業経営者

林業経営に
適さない森林



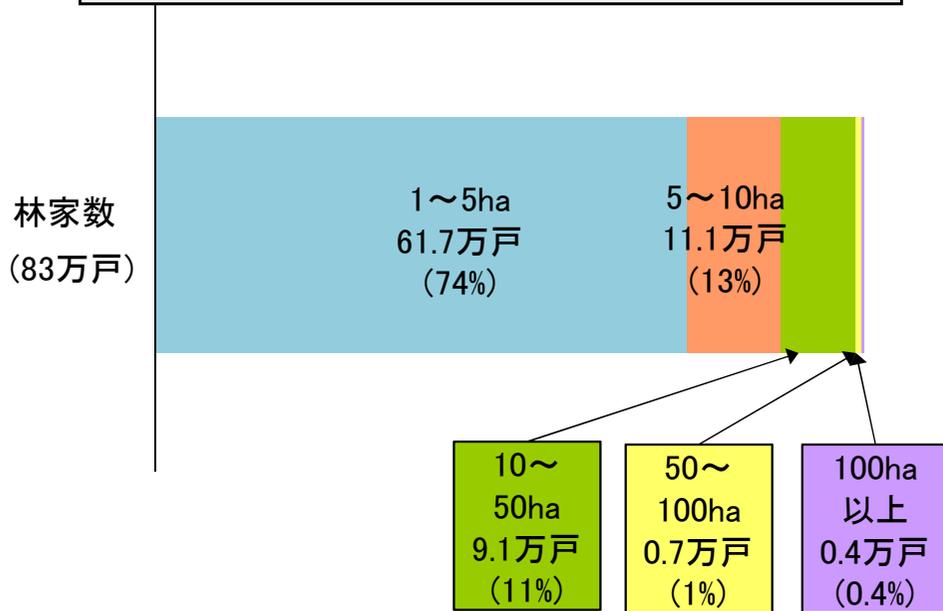
市町村が自ら管理

経営管理が行われていない森林について
市町村が仲介役となり森林所有者と担い手を繋ぐシステムを構築

背景① 森林の所有形態と森林の手入れ不足

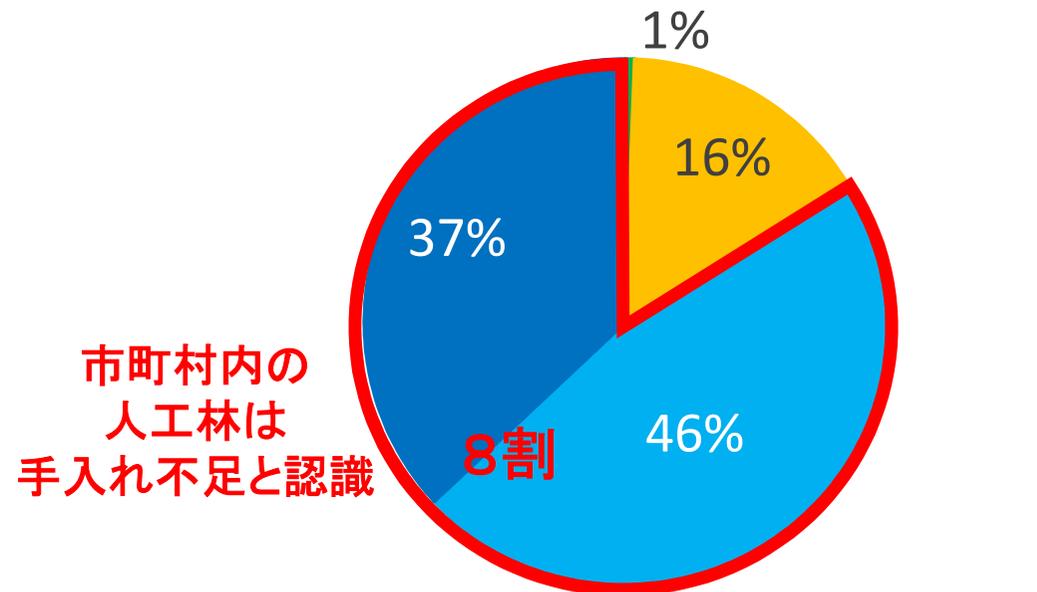
○ 林家の保有山林面積

我が国の森林の所有形態は
零細で分散



○ 整備の行き届いていない人工林

市町村の**8割**が、管内の人工林(民有林)は
手入れ不足という回答



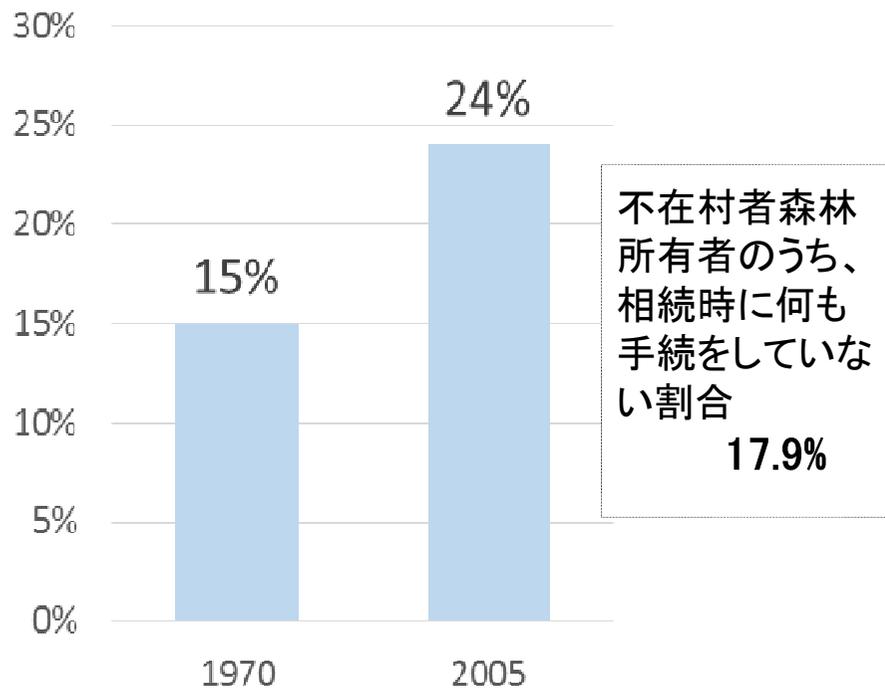
資料: 農林水産省「2015年農林業センサス」
注: 林家とは保有森林面積が1ha以上の者。

■ 十分に行き届いている ■ どちらかと言えば行き届いている
■ 手入れ不足が目につく ■ 全般的に手入れが遅れている

森林の手入れ不足への対応が必要

背景② 所有者不明森林の存在や境界未画定

○ 不在村者保有の森林面積の割合



資料: 農林水産省「農林業センサス」

国土交通省 (H23 農地・森林の不在村所有者に対するインターネットアンケート)

注1: 不在村者とは、森林所有者であって、森林の所在する市町村の区域に居住、または事業所を置く者以外の者。

注2: 国土交通省の調査時点では、森林法に基づく森林の土地の所有者の届出制度は未施行。

○ 地籍調査での登記簿上の所有者不明土地割合

宅地	農用地	林地	合計
17.4%	16.9%	25.6%	20.1%

資料: 国土交通省 (平成28年度地籍調査における土地所有者等に関する調査)

注: ここでの「所有者不明」としては、登記簿上の登記名義人 (土地所有者) の登記簿上の住所に、調査実施者から現地調査の通知を郵送し、この方法により通知が到達しなかった場合を計上。

○ 地籍調査の実施状況

平成29年度末時点	進捗率 (%)
宅地	54
農用地	74
林地	45
合計	52

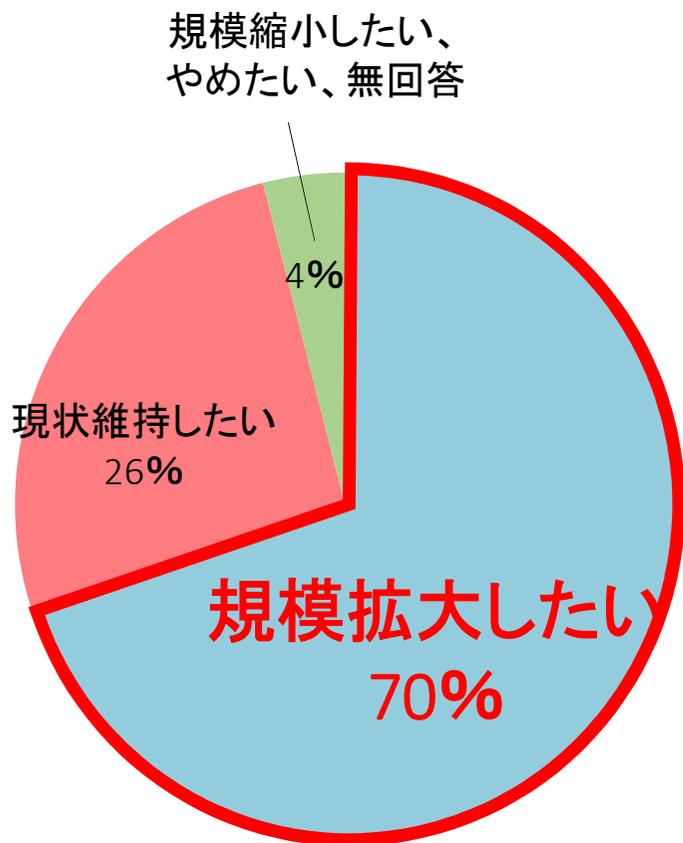
資料: 国土交通省

**所有者不明森林の存在や境界が不明確な状態では、
森林の経営管理や路網整備などに支障
不在村化、高齢化が進む中、早急な対応が必要**

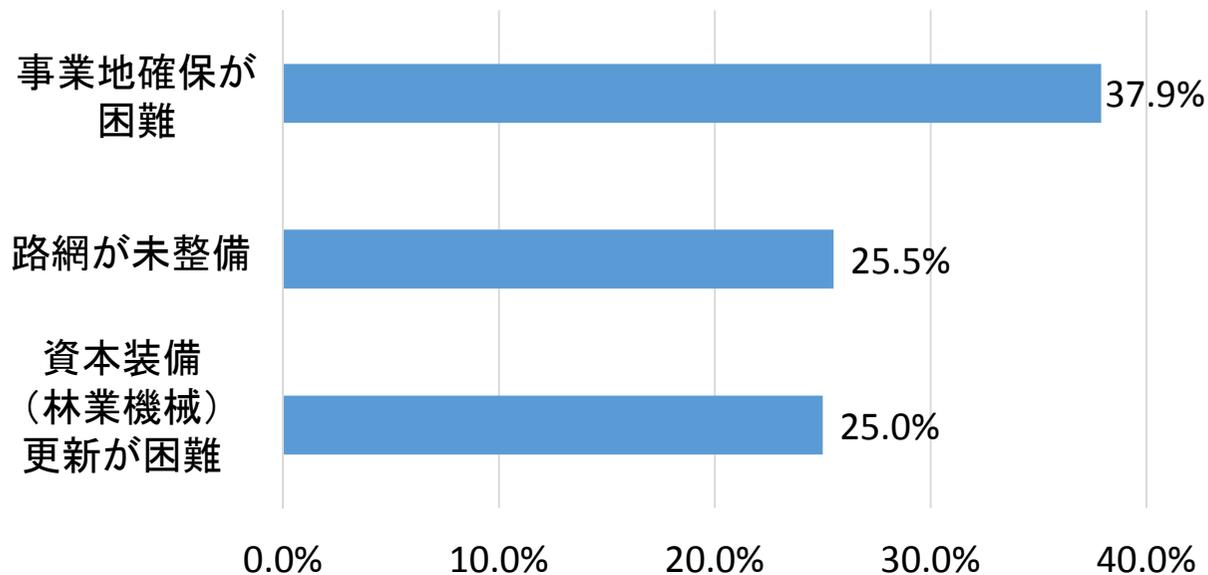
背景③ 経営規模の拡大を目指す者の存在

○ 林業経営者(素材生産業者等)の規模拡大の意向

- ・ 今後の経営規模に関する意向
- ・ 事業を行う上での課題



担い手の問題とともに
事業地の確保、基盤整備の未整備が課題

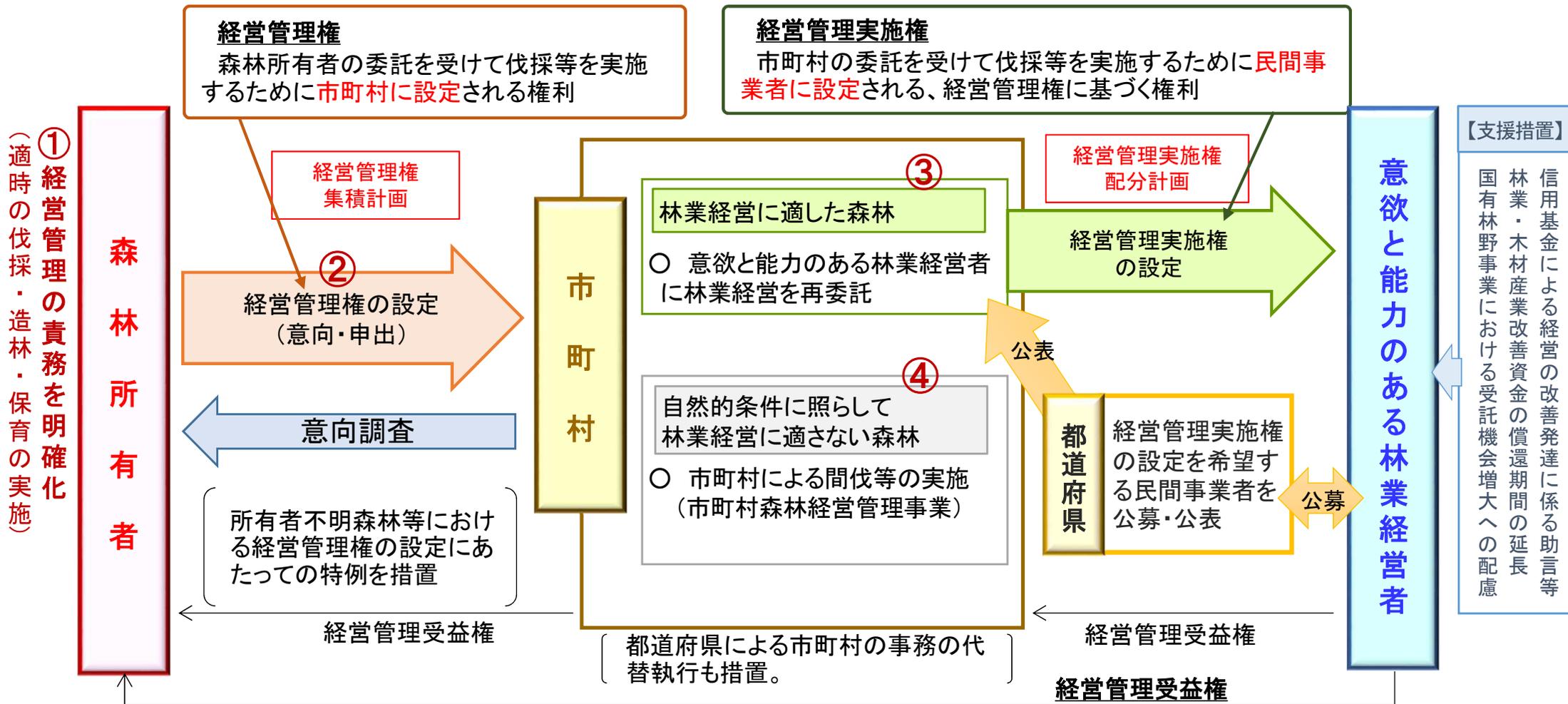


※複数回答可、雇用関係は除く

経営管理が不十分な森林について、
意欲と能力のある林業経営者に担ってもらうための制度を構築

森林経営管理法（森林経営管理制度）について

- ① 森林所有者に適切な森林の経営管理を促すため責務を明確化
- ② 森林所有者自らが森林の経営管理を実行できない場合に、市町村が森林の経営管理の委託を受け
- ③ 林業経営に適した森林は、意欲と能力のある林業経営者に再委託
- ④ 再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林においては、市町村が管理を実施



林務部局と地籍調査部局との連携について

- 森林施業のために林務部局は森林境界明確化事業を実施している。
- 一筆毎の筆界等を明らかにするために地籍調査部局は地籍調査を実施している。
- 重複が発生しないよう林務部局と地籍調査部局で連携している。

森林境界明確化事業(林務部局)

事業の目的

必ずしも一筆毎ではない森林施業のために必要な境界情報を迅速に整備

フロー

境界明確化活動実施に向けた計画・準備

土地境界の調査(立会い)
簡易な測量

林地台帳、森林GIS、森林クラウド等に反映

林地台帳、森林GIS、森林クラウド等に反映

地籍調査(地籍調査部局)

調査の目的

最終的には作成した地籍図が法務局に備え付けられること(14条地図)を目的とし、複数年かけて精緻に一筆毎の境界の調査と測量等を実施

フロー

地籍調査実施に向けた計画・準備

森林境界明確化事業成果を活用した地籍調査の実施

- 所有者の境界については、筆界案手法を採用するとともに、測量成果も活用することで立会い・測量作業を一部省略
- 森林境界明確化事業での調査対象外の筆界について追加調査

連絡・調整

調査成果の提供

調査成果の提供